

〔有料・無料職業紹介事業〕

—国外にわたる職業紹介を行う場合(取次機関の追加・変更・削除を含む)—

| | | 提出部数 | | |
|-------|---|--|-----|-----|
| | | 原本 | コピー | |
| ◎提出書類 | ① | 有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号) [第1面・第2面] | 1 | 2 |
| | ② | 取扱機関に関する申告書(通達様式第10号) ※取次機関(業務提携先企業)を利用する場合に限る | 1 | 2 |
| ◎添付書類 | ① | 相手先国の関係法令(職業安定法や労働関係法等)とその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規程に係る部分のみで可 ※法規制の無い国の場合は、その旨を証明した法律専門家(弁護士)の証明書とその日本語訳 | (1) | (1) |
| | ② | 相手先国において、国外にわたる職業紹介について、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類(許可証・登録証等)とその日本語訳 ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみで可 | | 2 |
| | ③ | 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書とその日本語訳(外国語で記載されている場合) ※取次機関及び事業者の業務分担がわかる部分のみで可 | | 2 |

- ※ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合があります。
- ※ 特定技能の在留資格に関して職業紹介を行う場合には、相手先国の法令において、送り出し手続きが定められている場合がありますので、事前に入出国在留管理庁ホームページにて最新の情報を十分確認してください。
- ※ 相手先国を追加した場合には、「業務の運営に関する規程」の取扱職種の範囲等の記載を変更し事業所に掲示する必要があります。

◎提出期限 変更の翌日から10日以内

◎提出先 事業主(本社所在地)を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局